

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

- ◆ 告 示
国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機
関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
結核予防法による医療機関の指定
結核予防法による指定医療機関の辞退
とう精業者の業者登録
基本測量の実施を終わつた旨の通知
都市計画事業の認可
- ◆ 公 告
収用委員会の公開審理の開催

告 示

鳥取県告示第九百七十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理が

あつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
豊田 医院	倉吉市東町三五二一八	昭和四十六年十月二十五日

鳥取県告示第九百七十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十六年十月二十六日	豊田 医院	倉吉市東町三五の九

鳥取県告示第九百七十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規

則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和四十六年十月二十五日	豊 田 医 院	倉吉市堺町一丁目

鳥取県告示第九百七十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条第一項の規定に基づき、次のとおりとう精業者の業者登録をしたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名又は名称 住 所 営業所の所在地

鳥振 第四二号 四六 一〇、二五 鳥取県経済農業 協同組合連合会 鳥取市末広温泉町 東伯郡羽合町田後 七二四 四九五の六

鳥取県告示第九百八十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類
基本測量（国土基本図測量）

二 作業地域

鳥取市、倉吉市、国府町、福部村、気高町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、北条町、大栄町及び東伯町

三 終了年月日

昭和四十六年十月三十日

鳥取県告示第九百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業第三十五号公園東富安公園

三 事業施行期間

昭和四十六年十二月三日から昭和四十七年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市富安及び吉方地内

鳥取県告示第九百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称
郡家町

二 都市計画事業の種類及び名称

郡家都市計画下水道事業郡家下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十二月三日から昭和五十年三月三十一日まで

四 事業地

八頭郡郡家町大字郡家字西向田、石橋、下竹ノ下、河井下分及び下狭間並びに大字福本字小山西分地内

公 告

収用委員会の公開審理を次のとおり開催するので、公告する。

昭和46年12月3日

鳥取県収用委員会会長 若 木 禮

1 期日 昭和46年12月9日 11時から

2 場所 鳥取市西町 鳥取銀行県庁前支店会議室（2階）

3 年名 一級河川千代川水系天神川百谷治水ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事に関する収用裁決事案